

新潟市宿泊施設感染症対策補助金



New Lifestyle, New Niigata

さあ、新しい日常へ。

1 新潟市宿泊施設感染症対策補助金とは

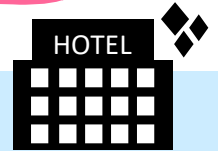
新潟市を訪れる観光客に、安心して旅行を楽しんでもらえるよう、宿泊施設の新型コロナウイルス感染症対策を支援する補助金です。

特に、Go To トラベル事業に参画する宿泊事業者には、感染症対策が義務付けられていますので、直ちに感染症対策に取り組めるよう配慮した制度となっています。

GoTo特別

2 補助対象者

旅館業法に基づく営業許可を受けて市内で**宿泊施設**を運営している事業者



対象となる宿泊施設

- ①旅館・ホテル： 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設
- ②民泊施設： 住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出に係る住宅
- ③特区民泊： 国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する施設は対象外です。

以下の条件を満たす必要があります。

- (1) 申請時点で宿泊施設の営業の実態があること
- (2) 市税の未納がないこと
- (3) 旅館業法、建築基準法、食品衛生法、その他関係法令に違反していないこと
- (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと

3 補助内容

対象施設	補助額	補助対象経費
GoToトラベル事業登録宿泊施設	上限 20万円 （10分の10） ※簡易な申請ですぐに概算払い	衛生設備の購入費用 飛沫感染防止用パネル、 透明ビニールカーテン、 非接触体温計、 サーマルカメラ、 サーキュレーター など
上記のうち大規模宴会場※を有する宿泊施設（※200㎡以上の宴会場）	上記の上限額に 50万円 を加算	
その他の宿泊施設	上限 10万円 （10分の10） ※申請→実績報告後の支払い	衛生用品の購入費用 マスク、フェイスシールド、 ゴーグル、衛生用手袋、 アルコール消毒液など

※詳細については、新潟市宿泊施設感染症対策補助金交付要綱や申請要領をご覧ください。

新潟市 宿泊施設感染症対策

検索

【問い合わせ】 koiki.k@city.niigata.lg.jp ※メールでのお問い合わせにご協力ください

新潟市 観光・国際交流部 広域観光課 ☎025-226-2607

4 申請について

(1) 申請受付期間

令和2年8月17日（月）～令和2年9月30日（水）

(2) 申請方法

感染拡大防止のため、郵送受付のみとなります。**※令和2年9月30日（水）消印有効**

【宛先】 〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 観光・国際交流部 広域観光課 宛

※送料は申請者側の負担となります。

※封筒裏面に差出人の住所及び名称を必ずご記載ください。

(3) 申請に必要な書類

新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 宿泊施設感染症対策

検索

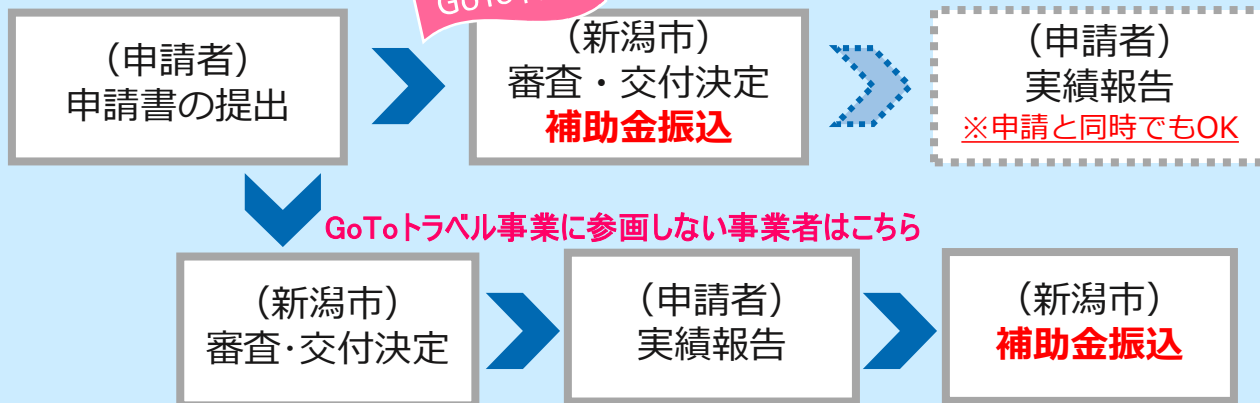
GoTo特別

GoToトラベル事業登録宿泊施設	その他の宿泊施設
<ul style="list-style-type: none">申請書（兼実績報告書）GoToトラベル事業参加登録等の写し市税に未納がない旨の証明書大規模宴会場を有することが分かる書類（該当施設のみ）	<ul style="list-style-type: none">申請書旅館業営業許可等の写し市税に未納がない旨の証明書購入予定品の見積書等

(4) 申請の流れ

GoTo特別

GoToトラベル事業登録宿泊施設は手続きが簡単です



【問い合わせ】 koiki.k@city.niigata.lg.jp ※メールでのお問い合わせにご協力ください

新潟市 観光・国際交流部 広域観光課 ☎025-226-2607